

騒音に係る特定建設作業（騒音規制法）

1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業

届出対象

くい打機

ディーゼルパイルハンマ、ドロップハンマ、
油圧パイルハンマ、エアハンマ、
バイブロハンマ、油圧圧入、ワイヤ圧入

くい抜機

油圧式、パイルエキストラクタ

くい打くい抜機

圧入式以外

届出対象外

くい打機

もんけん（人力）、アースオーガ+直打工法
（プレボーリング工法、中掘工法）、
アースオーガ+根固め（プレボーリング工法）
オールケーシング工法（ベント工法）
リバースサーキュレーション工法、
アースドリル工法

くい打くい抜機

圧入式

2. びょう打機を使用する作業

届出対象

リベットハンマ

届出対象外

インパクトレンチ、トルクレンチ

3. さく岩機を使用する作業 ※

届出対象

ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカー、
ピックハンマ、電動チップパー
削孔機（ジャックハンマ等）

届出対象外

コンクリートカッター、ニブラ

4. 空気圧縮機を使用する作業

定格出力が15kw以上のもの（電動式及びさく岩機の動力として使用する作業を除く）

5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業

コンクリートプラント：混練容量が0.45m³以上のもの（モルタル製造作業は除く）

アスファルトプラント：混練容量が200kg以上のもの

6. バックホウを使用する作業

原動機の定格出力が80kw以上のもの（環境大臣が指定するものを除く）

7. トラクターショベルを使用する作業

原動機の定格出力が70kw以上のもの（環境大臣が指定するものを除く）

8. ブルドーザーを使用する作業

原動機の定格出力が40kw以上のもの（環境大臣が指定するものを除く）

※作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。